

獨協医科大学における学生支援に関する方針

令和3年4月1日制定

獨協医科大学は、建学の精神「学問を通じての人間形成」の下、広く社会一般の人々から信頼される医療者・研究者を育成するため、全ての学生（医学部、看護学部、大学院医学研究科、大学院看護学研究科、助産学専攻科）が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、次のとおり学生支援に関する方針を定める。

1. 修学支援

- (1) 学生が修学を円滑に進められるよう相談、指導を行う。
- (2) 成績不振の学生や、留年者、休学者及び退学希望者の状況把握を行い、それぞれの学生の特性に応じた指導及び助言を適切に行う。
- (3) 本学独自又は学外機関による奨学金制度を周知し、意欲ある学生の学びたい気持ちをサポートする。
- (4) 学生が自ら意欲的に修学を進めることができるよう、施設・設備環境を整備するよう努める。

2. 学生生活支援

- (1) 学生の学修成果の向上に資すること、並びに学生の豊かな人格形成に役立つよう課外活動に積極的に取り組むことができるよう支援を行う。
- (2) 学生が健全な心身を維持・増進し、快適な生活を過ごせるよう保健センターを中心に支援を行う。
- (3) 全ての学生が等しく差別のない充実した環境の下で修学に臨むことができるよう次のとおり基本方針を定めて取り組む。
「獨協医科大学障がいのある学生に対する修学支援に関する基本方針」
「獨協医科大学における学生の性的多様性（LGBT）に関する基本方針及び対応ガイドライン」
- (4) 学生に関するあらゆる形態のハラスメントの防止及び排除を図る。ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応する。
- (5) 大学が学生にとって質の高い生活空間となるようキャンパス及び諸施設を整備するよう努める。

3. キャリア支援

- (1) 大学は、本学卒業後の臨床研修マッチング、医療機関への就職、大学院進学等のキャリアパスに関し、学生の相談に柔軟に対応し、適切な指導を行う。
- (2) 本学付置の各病院への就職等に関し、病院見学会や就職説明会を開催するように努める。

以上